

第3章 発生段階別の対応

未発生期（国内外ともに、新型インフルエンザ等による感染被害が発生していない状態）においては、平常時の対策として、情報収集等、発生時に備えた体制整備を行う。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっている。市は国の基本的対処方針及び県の対処方針に基づいて行動するが、発生段階ごとの対策はあくまでも目安であり、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期については、国の基本的対処方針をもとに、各ガイドライン等を参考に判断する。

なお、本計画によりがたい事項が生じた場合は、入間市地域防災計画に準じて対応する。

発生段階ごとの対策概要

	1 未発生期	2 海外発生期	3 国内発生期	4 県内発生早期	5 県内感染拡大期	6 小康期
状況発生	海外を含め発生していない	海外で発生	国内で発生（県内は未発生）	県内で発生（患者の接触歴を把握）	県内でまん延（接触歴を把握できない）	患者発生が減少
目的	・発生に備えた体制の整備	・国内発生に備えた体制の整備	・県内発生に備えた体制の整備	・感染拡大の抑制 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を抑制 ・社会・経済への影響の抑制	・生活・経済の回復 ・流行の第二波へ備え
体制実施	市調整会議・市対策会議		市対策本部の設置			市対策本部の廃止
	国が緊急事態宣言					
情報収集	情報収集					
	サーベイランスへの協力					
情報提供	準備	相談窓口の設置				
	注意喚起・情報提供					
まん延防止	注意喚起・情報提供					
	まん延防止要請への協力					
	外出自粛要請・施設の使用制限への協力					
予防接種	体制構築（特定接種）	特定接種（職員等への先行的接種）				
	体制構築（住民接種）	住民接種（新臨時接種）				
		住民接種（臨時接種）				
医療	帰国者・接触者相談センターの周知				在宅患者への支援	
	臨時の医療施設の設置への協力					
地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者生活支援の準備 埋葬・火葬体制整備の準備 物資及び資材の備蓄 		水の安定供給			
	遺体の一時安置準備		サービス水準低下の呼び掛け			
	生活関連物資等の価格安定措置					
	要援護者への生活支援					

（注）段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

1 未発生期（国内・海外未発生）

<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的：
発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方：
<p>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国及び県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</p> <p>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</p>

<p>(1) 実施体制</p>	<p>(1) - 1 行動計画等の作成</p> <p>市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。</p> <p>(1) - 2 体制の整備及び国・県との連携強化</p> <p>①市は、取組体制を整備・強化するため、市調整会議の枠組を通じて、初動体制の確立や発生に備えた対策の準備を進めるとともに、発生時に備えた庁内各部局の運営マニュアル等の策定のフォローアップを進める。</p> <p>②国、県、他の市町村、指定（地方）公共機関と相互に連携し、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。</p>
<p>(2) 情報収集</p>	<p>(2) - 1 情報収集</p> <p>市は、国、県及び関係機関から新型インフルエンザ等の対策等に関する情報を収集する。</p> <p>(2) - 2 サーベイランスへの協力</p> <p>国及び県が実施するサーベイランスについて、要請に応じ適宜、協力する。</p>
<p>(3) 情報提供・共有</p>	<p>(3) - 1 継続的な情報提供</p> <p>①市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。</p> <p>②市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。</p> <p>(3) - 2 体制整備等</p> <p>市は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。</p>

<p>(3) 情報提供・共有</p>	<p>①新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（情報の受取手に応じ、ホームページ、防災行政無線等の活用）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。</p> <p>②市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。</p> <p>③市は、発生前から情報収集・情報提供体制を整備し、国及び県が発信する情報入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。</p>
<p>(4) 予防・まん延防止・予防接種</p>	<p>(4) - 1 対策実施のための準備</p> <p>(4) - 1 - 1 個人における対策の普及</p> <p>①市は、県、学校、事業者とともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。</p> <p>②県の要請に基づく新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策について、市民への理解促進を図る。</p>
<p>(4) - 2 予防接種</p>	<p>(4) - 2 - 1 接種体制</p> <p>(4) - 2 - 1 - 1 特定接種</p> <p>①市は、必要に応じ、国が行う登録事業者の登録業務に協力する。</p> <p>②市は、必要に応じ、国が行う登録事業者の特定接種の集団接種体制の構築に協力する。</p> <p>③市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に対し、接種が円滑に行えるように、接種体制の構築を図る。</p> <p>(4) - 2 - 1 - 2 住民接種</p> <p>①市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第1項又は第3項に基づき、市民に対し、速やかにワクチンを接種（臨時接種又は新臨時接種）することができるための体制の構築を図る。</p> <p>②市は、国及び県から技術的な支援を受け、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。</p> <p>③市は、速やかに接種することができるよう、国の示す接種体制の具体的なモデルを参考に、入間地区医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。</p>

<p>（5）医療</p>	<p>（5）－1 地域医療体制の整備 市は、県、地域の関係者と密に連携を図り、必要に応じて県が行う医療体制の整備に協力する。</p>
<p>（6）市民生活及び地域経済の安定の確保</p>	<p>（6）－1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援 市は、国、県の要請に基づき、まん延時における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておく。</p> <p>（6）－2 火葬能力等の把握 市は、県と連携して、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討及び火葬又は埋葬を円滑に行うため県が進める体制整備に取り組む。</p> <p>（6）－3 物資及び資材の備蓄等 市は、県とともに、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。 この場合、特措法第11条の規定により、災害対策用に備蓄する物資及び資材は、兼ねることができるものとする。</p>

2 海外発生期

<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
<p>目的：</p>
<p>国内発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<p>対策の考え方：</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 国が積極的に収集する、国際的な連携による海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を把握する。 3) 万一、県内で発生した場合に早期に発見できるよう、情報収集体制を強化する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策について県からの確かな情報を収集する。 5) 基本的対処方針等に基づき、国内発生に備えた体制整備を急ぐとともに、事業者、市民に国内発生に備えた準備を促す。

(1) 実施体制

(1) - 1 実施体制の強化等

- ①市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、国において関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議が開催され、政府の初動対処方針について協議・決定がなされた場合には、必要に応じて市調整会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の市の対応方針等について協議する。
- ②市は、厚生労働大臣が感染症法第44条の2第1項又は第44条の6第1項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表し、内閣総理大臣が特措法第15条第1項の規定により政府対策本部を設置し、県が県行動計画で定めるところにより、県対策本部を設置した場合、緊急事態宣言前においては、状況により市対策会議を開催し、新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ③市は、県と新型インフルエンザ等対策について密に連携を図る。

(1) - 2 職員の配備体制

市の職員の体制は、情報収集等必要な業務を行うため最小限の人員を配備し、県内発生や緊急事態措置に備える。

<p>(2) 情報収集</p>	<p>(2) - 1 情報収集 市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国、県等を通じて必要な情報を収集する。</p> <p>(2) - 2 サーベイランスへの協力 県が新型インフルエンザ等の感染拡大を早期に探知するため、学校等での集団発生の把握の強化を実施することについて、適宜、協力する。</p>
<p>(3) 情報提供・共有</p>	<p>(3) - 1 知事コメント等 市は、必要に応じ、県が知事コメント等により県民に対する注意喚起・情報提供を行った場合は、市民に周知する。</p> <p>(3) - 2 情報提供 市は、市民等に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、市のホームページ等の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、速やかに情報提供し、注意喚起を行う。</p> <p>(3) - 3 情報共有等 ①市は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を行う担当を配置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。 ②市は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供を行う。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。</p> <p>(3) - 4 相談窓口の設置 ①市は、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問合せに対応できる体制を早急に整え、相談窓口を設置し、国が配布するQ & A等を参考に適切な情報提供を行う。 ②市は、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制について検討する。 ③市は、相談窓口等に寄せられる問合せ及び関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、次の情報提供に反映する。</p>
<p>(4) 予防・まん延防止・予防接種</p>	<p>(4) - 1 個人における対策の普及 市は、未発生期に引き続き、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。</p> <p>(4) - 2 感染症危険情報の提供 市は、海外渡航者に対して、国が発出する感染症危険情報や渡航延期の勧告等について情報提供する。</p>

<p>(4) 予防・まん延 防止・予防接種</p>	<p>(4) - 3 水際対策 市は、国が行う水際対策（発生疑いの場合の対策開始、検疫の強化、外国人の入国制限、停留施設の使用及び航空機等の運航の制限の要請）について情報提供する。</p>
<p>(4) - 4 予防接種</p>	<p>(4) - 4 - 1 接種体制 (4) - 4 - 1 - 1 特定接種 ①市は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、市民から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえて、国が基本的対処方針において、決定した特定接種の具体的運用（特定接種の総枠、対象、順位等）について、情報提供を行う。 ②市は、国と連携し、それぞれ職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。</p> <p>(4) - 4 - 1 - 2 住民接種 ①市は、国及び県と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。 ②市は、国の要請により、全住民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。</p> <p>(4) - 4 - 2 情報提供 市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。</p>
<p>(5) 医療</p>	<p>(5) - 1 帰国者・接触者相談センターの周知 市は、県が設置する帰国者・接触者相談センターの設置状況を把握し、発生国からの帰国者であって発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて専用外来を受診するよう周知する。</p>
<p>(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保</p>	<p>(6) - 1 遺体の火葬・安置 市は、県の要請を受け、火葬場の火葬能力を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう、準備を行う。</p>

3 国内発生期

埼玉県以外の国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態。
目的：
県内発生に備えて体制の整備を強化する。
対策の考え方：
<p>1) 国内で発生した場合の状況等により国が緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。</p> <p>2) 医療体制や感染対策について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</p> <p>3) 県内での発生及び県内感染拡大期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</p> <p>4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</p> <p>5) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</p>

(1) 実施体制

(1) - 1 実施体制の強化等

- ①市は、政府対策本部が基本的対処方針を変更し、国内発生早期に入った旨及び国内発生早期の対処方針を公示したときは、市調整会議又は、市対策会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の市の対応方針等について協議し、対策を推進する。
- ②市は、県と新型インフルエンザ等対策について連携を強化する。

(1) - 2 職員の配備体制

市の職員の配備体制は、情報収集等必要な業務を行うため人員を配備し、県内発生や緊急事態措置に備える。

(1) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

(1) - 3 - 1 市対策本部の設置

市は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市対策本部を直ちに設置する。

(1) - 3 - 2 職員の配備体制

市の職員の配備体制は、新型インフルエンザ等に対応する全ての人員を配備する非常体制とし、必要な緊急事態措置を実施する。

<p>(2) 情報収集</p>	<p>(2) - 1 情報収集</p> <p>市は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国、県等を通じて情報を収集する。</p> <p>(2) - 2 サーベイランスへの協力</p> <p>海外発生期に引き続き、県が学校等での集団発生 of 把握の強化を実施することについて、適宜、協力する。</p>
<p>(3) 情報提供・共有</p>	<p>(3) - 1 知事コメント等</p> <p>海外発生期に引き続き、市は、必要に応じ、県が知事コメント等により県民に対する注意喚起・情報提供を行った場合は、市民に周知する。</p> <p>(3) - 2 情報提供</p> <p>①市は、市民等に対して、国内外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、市のホームページ等の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、速やかに情報提供し、注意喚起を行う。</p> <p>②市は、県が発信する個人レベルでの感染対策や受診方法を周知するほか、職場、学校、事業所等での感染対策についての情報も適切に提供する。</p> <p>③市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。</p> <p>(3) - 3 情報共有等</p> <p>①市は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。</p> <p>②市は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供を行う。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。</p> <p>(3) - 4 相談窓口の体制充実・強化</p> <p>市は、状況の変化に応じた国のQ & Aの改定版を入手し、相談窓口の体制の充実・強化を図る。</p>
<p>(4) 予防・まん延防止・予防接種</p>	<p>(4) - 1 予防・まん延防止</p> <p>①市は、県が必要な場合に、市民、事業者等に対して行う次の要請に適宜、協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

(4) 予防・まん延
防止・予防接種

- ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。
学校に通う患者については、校長が出席停止の期間の基準に沿って、学校医その他の医師に意見を聞き、出席停止の指示をする。
また、保育施設等に通う患者については、一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

②市は、県の行う病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する要請に協力する。

(4) - 2 水際対策

市は、海外発生期に引き続き、国が発する渡航者・入国者等への注意喚起、検疫の強化、縮小等についての情報提供を継続する。

**(4) - 3
予防接種**

(4) - 3 - 1 接種体制

(4) - 3 - 1 - 1 特定接種

市は、海外発生期の対策を継続し、特定接種を進める。

(4) - 3 - 1 - 2 住民接種

①市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、国が決定した接種順位、それに係る基本的な考え方等について情報収集を行う。

②パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、国及び県と連携し、関係者の協力を得て、市は接種を開始する。

③市は、接種の実施に当たり、国、県及び入間地区医師会と連携して、健康福祉センター・公民館・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

(4) - 3 - 2 情報提供

市は、市民へ住民接種に関する情報提供を開始する。

(4) - 4 緊急事態宣言がされている場合の措置

本市を含む区域に緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。ただし、住民接種については、本市を含む区域に緊急事態宣言がされているか否かにかかわらず、必要に応じて行う。

(4) 予防・まん延
防止・予防接種(緊急事態宣言がされ
ている場合の措置)

①市は、埼玉県知事が、新型インフルエンザ等緊急事態において、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、講じる以下の措置について協力する。

- ・特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態（鉄道網、通勤・通学圏、商業圏域等）等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

ただし、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持のために必要な外出は、自粛の要請の対象から除く。

- ・特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

②市は、県が行う、公共交通機関について適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状のある者が乗車しないことや、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用、不要不急の利用の抑制の呼び掛けに協力する。

③住民接種

市は、市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

<p>(5) 医療</p>	<p>(5) - 1 帰国者・接触者相談センターの周知</p> <p>海外発生期に引き続き、県が設置する帰国者・接触者相談センターの設置状況を把握し、発生国からの帰国者であって発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて専用外来を受診するよう周知する。</p>
<p>(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保</p>	<p>(6) - 1 市民・事業者への呼び掛け</p> <p>市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、県が事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請することに適宜協力する。</p> <p>(6) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>市は、本市を含む区域に緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>(6) - 2 - 1 水の安定供給</p> <p>市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>(6) - 2 - 2 サービス水準に係る市民への呼び掛け</p> <p>市は、県と国が連携して行う、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握の開始や、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことの呼び掛けに協力する。</p> <p>(6) - 2 - 3 生活関連物資等の価格の安定等</p> <p>市は、県とともに、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p>

4 県内発生早期

<p>県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>
<p>目的：</p>
<p>1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備え、体制を整備する。</p>
<p>対策の考え方：</p>
<p>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、県内発生の早期には積極的な感染拡大防止策を講じる。 2) 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 3) 県内発生の早期の新型インフルエンザ等患者への医療提供・相談体制を確実に運営し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 4) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 5) 感染の拡大に備え、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備などの体制整備を進める。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</p>

(1) 実施体制

(1) - 1 実施体制の強化等

- ①市は、市対策会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の市の対応方針等について協議する。
- ②市は、緊急事態宣言がされていない場合においても、市対策本部長が必要と判断した時は、市対策本部を設置し、会議により、県内発生期の対処方針、対策等を決定し、関係部間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。
- ③市は、国内発生期に引き続き、県と新型インフルエンザ等対策について連携を強化する。

(1) - 2 職員の配備体制

市の職員の配備体制は、新型インフルエンザ等に対応することとしている人員を配備する体制とし、必要な県内発生早期の対策を実施する。

<p>(1) 実施体制</p>	<p>(1) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>(1) - 3 - 1 市対策本部の設置</p> <p>①市は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市対策本部を直ちに設置する。</p> <p>②新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。</p> <p>③市対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。</p> <p>(1) - 3 - 2 職員の配備体制</p> <p>市の職員の配備体制は、新型インフルエンザ等に対応する全ての人員を配備する非常体制とし、必要な緊急事態措置を実施する。</p>
<p>(2) 情報収集</p>	<p>(2) - 1 情報収集</p> <p>市は、国内発生期に引き続き、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国、県等を通じて必要な情報を収集する。</p> <p>(2) - 2 サーベイランスへの協力</p> <p>市は、国内発生期に引き続き、県が新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施することについて、適宜、協力する。</p>
<p>(3) 情報提供・共有</p>	<p>(3) - 1 知事コメント等</p> <p>市は、必要に応じ、県が知事コメント等により県民に対し、警戒を呼び掛けた場合は、市民に周知する。</p> <p>(3) - 2 情報提供</p> <p>①市は、市民等に対して、県内での発生状況、現在の対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、市のホームページ等の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、速やかに情報提供し、注意喚起を行う。</p> <p>②市は、県が発信する個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療提供体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。</p> <p>③市対策本部が設置されている場合は、対策本部に担当者を置き、記者会見を開くなど情報の集約、整理及び一元的な発信を実施する。</p> <p>なお、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部が調整する。</p>

(3) 情報提供・共有	<p>(3) - 3 情報共有等</p> <p>①市は、国内発生期に引き続き、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。</p> <p>②市は、国内発生期に引き続き、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供を行う。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。</p> <p>(3) - 4 相談窓口の継続</p> <p>市は、国内発生期に引き続き、状況の変化に応じた国のQ & Aの改定版を入手し、相談窓口を継続する。</p>
(4) 予防・まん延防止・予防接種	<p>(4) - 1 予防・まん延防止</p> <p>①市は、県が市民、事業者等に対して行う次の要請に適宜、協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。 ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。 ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。 <p>学校に通う患者については、校長が出席停止の期間の基準に沿って、学校医その他の医師に意見を聞き、出席停止の指示をする。</p> <p>また、保育施設等に通う患者については、一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。 <p>②市は、県が行う病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する要請に引き続き協力する。</p> <p>(4) - 2 水際対策</p> <p>市は、国内発生期に引き続き、国が発する渡航者・入国者等への注意喚起、検疫の強化、縮小等についての情報提供を継続する。</p>

<p>(4) 予防・まん延 防止・予防接種</p>	<p>(4) - 3 予防接種</p>	<p>(4) - 3 - 1 接種体制</p> <p>(4) - 3 - 1 - 1 特定接種 市は、国内発生期の対策を継続し、特定接種を進める。</p> <p>(4) - 3 - 1 - 2 住民接種</p> <p>①市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。</p> <p>②国内発生期に引き続き、パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、国及び県と連携し、関係者の協力を得て、市は接種を開始する。</p> <p>③市は、接種の実施に当たり、国、県及び入間地区医師会と連携して、健康福祉センター・公民館・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。</p> <p>(4) - 3 - 2 情報提供 市は、市民へ住民接種に関する情報提供を開始する。</p>
	<p>(4) - 4 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>本市を含む区域に緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。ただし、住民接種については、本市を含む区域に緊急事態宣言がされているか否かにかかわらず、必要に応じて行う。</p> <p>①新型インフルエンザ等緊急事態において、県が基本的対処方針に基づき、必要に応じて実施する以下の措置について協力する。 国内発生期において緊急事態宣言がされている場合に講じるとされている措置。</p> <p>②住民接種 市は、市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。</p>	
<p>(5) 医療</p>	<p>(5) - 1 帰国者・接触者相談センターの周知</p>	<p>国内発生期に引き続き、県が設置する帰国者・接触者相談センターの設置状況を把握し、発生国からの帰国者であって発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて専用外来を受診するよう周知する。</p>
	<p>(5) - 2 在宅で療養する患者への支援</p>	<p>市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。</p>

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

(6) - 1 市民・事業者への呼び掛け

市は、国内発生期に引き続き、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、県が事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請することに適宜協力する。

(6) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、本市を含む区域に緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6) - 2 - 1 水の安定供給

市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(6) - 2 - 2 サービス水準に係る市民への呼び掛け

市は、県と国が連携して行う、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握や、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことの呼び掛けに協力する。

(6) - 2 - 3 生活関連物資等の価格の安定等

市は、県とともに、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(6) - 2 - 4 要援護者への生活支援

市は、県の要請を受け、在宅の高齢者、障害者等の要支援者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

5 県内感染拡大期

<p>県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。</p>
<p>目的：</p>
<p>1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活・地域経済への影響を最小限に抑える。</p>
<p>対策の考え方：</p>
<p>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 2) 市内での発生の状況に応じ、実施すべき対策の判断を行う。 3) 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</p>

(1) 実施体制

(1) - 1 実施体制の強化等

- ①市は、緊急事態宣言がされていない場合においても、市対策本部長が必要と判断した時は、市対策本部を設置し、会議により、県内感染拡大期の対処方針、対策等を決定し、関係部間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。
- ②市は、県内発生早期に引き続き、県と新型インフルエンザ等対策について連携を強化する。

(1) - 2 職員の配備体制

市の職員の配備体制は、新型インフルエンザ等に対応することとしている人員を配備する体制とし、必要な県内感染拡大期の対策を実施する。

(1) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

(1) - 3 - 1 市対策本部の設置

- ①市は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市対策本部を直ちに設置する。

<p>(1) 実施体制 (緊急事態宣言がされている場合の措置)</p>	<p>②新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。</p> <p>③市対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。</p> <p>(1) - 3 - 2 職員の配備体制</p> <p>市の職員の配備体制は、新型インフルエンザ等に対応する全ての人員を配備する非常体制とし、必要な緊急事態措置を実施する。</p>
<p>(2) 情報収集</p>	<p>(2) - 1 情報収集</p> <p>市は、県内発生早期に引き続き、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国、県等を通じて必要な情報を収集する。</p> <p>(2) - 2 サーベイランスへの協力</p> <p>市は、県が新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のサーベイランスを継続することや、重症者や死亡者に限定して情報を収集することについて、適宜、協力する。</p>
<p>(3) 情報提供・共有</p>	<p>(3) - 1 知事コメント等</p> <p>市は、県が知事コメント等により県民に対する厳重な警戒を呼び掛けた場合は、市民に周知する。</p> <p>(3) - 2 情報提供</p> <p>①市は、市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体及び機関を活用し、国内外での発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、市のホームページ等の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、速やかに情報提供する。</p> <p>②市は、県内発生早期に引き続き、県が発信する個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療提供体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。</p> <p>③市対策本部が設置されている場合は、対策本部に担当者を置き、記者会見を開くなど情報の集約、整理及び一元的な発信を実施する。</p> <p>なお、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部が調整する。</p>

<p>(3) 情報提供・共有</p>	<p>(3) - 3 情報共有等</p> <p>①市は、県内発生早期に引き続き、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。</p> <p>②市は、県内発生早期に引き続き、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供を行う。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。</p> <p>(3) - 4 相談窓口の体制の継続</p> <p>市は、県内発生早期に引き続き、状況の変化に応じた国のQ & Aの改定版を入手し、相談窓口を継続する。</p>
<p>(4) 予防・まん延防止・予防接種</p>	<p>(4) - 1 予防・まん延防止</p> <p>①市は、県内発生早期に引き続き、県が市民、事業者等に対して行う次の要請に適宜、協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。 ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。 ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。 <p>学校に通う患者については、校長が出席停止の期間の基準に沿って、学校医その他の医師に意見を聞き、出席停止の指示をする。</p> <p>また、保育施設等に通う患者については、一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。 <p>②市は、県の行う病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する要請に引き続き協力する。</p> <p>(4) - 2 水際対策</p> <p>市は、県内発生早期に引き続き、国が発する渡航者・入国者等への注意喚起、検疫の強化、縮小等についての情報提供を継続する。</p>

(4) 予防・まん延
防止・予防接種

**(4) - 3
予防接種**

(4) - 3 - 1 接種体制

(4) - 3 - 1 - 1 特定接種

市は、県内発生早期の対策を継続し、特定接種を進める。

(4) - 3 - 1 - 2 住民接種

- ①市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。
- ②県内発生早期に引き続き、パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、国及び県と連携し、関係者の協力を得て、市は接種を実施する。
- ③市は、接種の実施に当たり、国、県及び入間地区医師会と連携して、健康福祉センター・公民館・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を実施する。

(4) - 3 - 3 情報提供

市は、市民へ住民接種に関する情報提供を実施する。

(4) - 4 緊急事態宣言がされている場合の措置

本市を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。ただし、住民接種については、本市を含む区域に緊急事態宣言がされているか否かにかかわらず、必要に応じて行う。

- ①新型インフルエンザ等緊急事態において、県が基本的対処方針に基づき、必要に応じて実施する措置について協力する。

県内発生早期において緊急事態宣言がされている場合に講じるとされている措置。

②住民接種

市は、市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

(5) - 1 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(5) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、本市を含む区域に緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

<p>(5) 医療 (緊急事態宣言がされている場合の措置)</p>	<p>県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、臨時の医療施設を設置し、医療を提供するが、特措法第48条第2項の規定に基づき、県知事が必要であると認めるときは、状況によって、市も臨時の医療施設の開設に適宜協力する。</p> <p>県は、臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。</p>
<p>(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保</p>	<p>(6) - 1 市民・事業者への呼び掛け</p> <p>市は、県内発生早期に引き続き、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、県が事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請することに適宜協力する。</p> <p>(6) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>市は、本市を含む区域に緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>(6) - 2 - 1 水の安定供給</p> <p>市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>(6) - 2 - 2 サービス水準に係る市民への呼び掛け</p> <p>市は、県と国が連携して行う、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握や、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容するよう呼び掛けに協力する。</p> <p>(6) - 2 - 3 生活関連物資等の価格の安定等</p> <p>市は、県とともに、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p> <p>(6) - 2 - 4 要援護者への生活支援</p> <p>市は、県の要請を受け、在宅の高齢者、障害者等の要支援者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）搬送、死亡時の対応等を行う。</p> <p>(6) - 2 - 5 埋葬・火葬の特例等</p> <p>①市は、県の要請に応じて、瑞穂斎場組合に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。</p>

(6) 市民生活及び
地域経済の安定の確
保
(緊急事態宣言がされ
ている場合の措置)

- ②市は、県の要請に応じて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ③市は、新型インフルエンザによる死亡者が増加して埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、広域火葬の手続きの特例を国が定めた場合、当該特例に基づき埋葬・火葬の手続きを行う。
- ④市は、万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について措置を講じる。

(6) - 2 - 6 国が行う措置の周知

市は、国が行う新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等、新型インフルエンザ等緊急事態に関する政府関係金融機関等の融資、金銭債務の支払猶予等、通貨及び金融の安定に関する措置を行ったときは、必要に応じ、その旨を周知する。

6 小康期

<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状況。
目的： 市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方： 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制	<p>(1) - 1 実施体制の変更</p> <p>①市は、国が対処方針等を変更し、小康期に入ったこと及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示したときは、市対策本部の会議を開催し、小康期の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。</p> <p>②市は、県と新型インフルエンザ等対策について密に連携を図る。</p> <p>(1) - 2 市対策本部の廃止</p> <p>市は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。</p>
(2) 情報収集	<p>(2) - 1 情報収集</p> <p>市は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、対応について、国、県等を通じて必要な情報を収集する。</p> <p>(2) - 2 サーベイランスへの協力</p> <p>市は、再流行を早期に探知するため、県が学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握の強化を実施することについて、適宜、協力する。</p>
(3) 情報提供・共有	<p>(3) - 1 情報提供</p> <p>①市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。</p> <p>②市は、市民から相談窓口等に寄せられた問合せ等を県に報告するとともに、県が取りまとめた市町村や関係機関等から寄せられた情報等の提供を受け、情報提供体制の検討、見直しを行う。</p> <p>(3) - 2 情報共有</p> <p>市は、国、県、関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を共有し、現場での状況を把握する。</p>

(3) 情報提供・共有	<p>(3)－3 相談窓口等の体制の縮小</p> <p>市は、県からの要請を受け、相談窓口体制を縮小する。</p>
(4) 予防・まん延防止・予防接種	<p>(4)－1 市民や関係者に対する要請等の解除</p> <p>市は、県が、学校等における臨時休業、集会・外出の自粛等の公衆衛生対策を中止した場合、市民、事業者等に対して周知する。</p> <p>(4)－2 予防接種</p> <p>市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(4)－3 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、市は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。</p> </div>
(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保	<p>(5)－1 市民・事業者への呼び掛け</p> <p>市は、県内感染拡大期に引き続き、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、県が事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請することに適宜協力する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(5)－2 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>市は、国及び県と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。</p> </div>